

## 対距離課金に関する研究<sup>※</sup>

主査 根本 敏則(一橋大学大学院教授)

道路特定財源制度が廃止され、また、償還後の無料開放を前提とする有料道路制度の見直しが議論の対象となる中で、新たな道路財源制度の確立に向けた検討が必要になっている。その中でも、主として欧州で導入されつつある対距離課金は、道路利用量(道路損傷)に応じて負担を求めるという利用者(損傷者)負担原則の徹底、さらにその他の混雑・環境外部不経済を課金額に反映させ、より外部不経済の少ない路線へ交通を誘導するという交通需要管理の方法としても期待されている。

現在、導入されている、あるいは導入が検討されている対距離課金は大型車を対象としたものである。大型車にはすでに装着が義務付けされている車載器もあり、課金機能を追加する費用はそれほど大きくはないことが導入には有利であった。乗用車を対象とした対距離課金はオランダで計画されたが、政権交代により中止となった。

我が国でも対距離課金、特に大型車対距離課金の検討が望まれる。仮に、大型車の一般道路走行に対して高速道路並みの課金が導入された場合は、新たな財源が生み出されるほか、大型車の高速道路へのシフトが進み、一般道路の混雑・環境改善が図れるため、道路ネットワーク全体の総走行時間の縮減、さらには道路の維持管理・更新費用の縮減にも寄与すると思われる。

以上を踏まえ、本研究会では大型車対距離課金に関し、欧米での制度導入の動き、関連の技術開発・標準化の動向について検討した。具体的には、欧州、米国における課金制度導入の動きをレビューし(第1章)、欧州の道路課金の技術開発とその標準化の動向を整理した(第2章)。さらに、商用車の運行管理の動向を紹介し(第3章)、対距離課金に関する最近の研究についてもレビューした(第4章)。